平成２６年（フ）第２３７号
香川県高松市木太町1346番地１　八坂コーポ202号室
破産者　宮本　浩子
１　決定年月日　平成27年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第９号
香川県仲多度郡まんのう町買田字岡下692番地40、住民票上の住所香川県仲多度郡琴平町230番地
破産者　吉田　一宏
１　決定年月日　平成27年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第２８号
香川県丸亀市郡家町276番地９
破産者　中西　光明
１　決定年月日　平成27年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第９号
熊本県人吉市浪床町3085番地１
破産者　藤本由美子
１　決定年月日　平成27年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２７年（フ）第１２号
熊本県人吉市北泉田町236番地14
破産者　山本その子
１　決定年月日　平成27年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２７年（フ）第１４８号
宮崎県児湯郡高鍋町大字南高鍋9116番地
破産者　平山　ゆみ（旧姓熊谷）
１　決定年月日　平成27年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１６号
宮崎県延岡市粟野名町1589番地４、前住所宮崎県延岡市伊達町１丁目８番地　第２ナジマヤビル112
破産者　田中　昭洋
１　決定年月日　平成27年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１５９号
兵庫県明石市貴崎５丁目４番３号　第二コーポ学苑201号
破産者　中野　正章
１　決定年月日　平成27年９月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第４４９号
札幌市北区太平２条３丁目３番３－202号、開始決定時の住所札幌市北区新琴似12条８丁目７番18号
破産者　水間　功輝
１　決定年月日　平成27年９月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３０８号
静岡市駿河区広野４丁目16番15―202号、開始決定時住所静岡県島田市東町1961番地の５
破産者　藁科　高夫
１　決定年月日　平成27年９月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９１０号
名古屋市昭和区駒方町４丁目８番地の２、従前の住所山梨県甲府市青葉町９番39号　ヴィラ・グリーンリーフＢ201
破産者　福嶋　智一
１　決定年月日　平成27年９月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３７６号
名古屋市緑区大高町字己新田86番地の４
破産者　佐藤　浩之
１　決定年月日　平成27年９月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３号
神戸市兵庫区浜山通３丁目４番１号　浜山第一文化５－１
破産者　菱川実こと　菱川　　実
１　決定年月日　平成27年９月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６号
大分県速見郡日出町大字豊岡4770番地
破産者　渡邉　　章
１　決定年月日　平成27年９月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２７年（フ）第２０号
青森市大字矢田前字本泉18番地84、開始決定時の住所青森市合浦１丁目10番15号
破産者　サカナグラモーターこと　肴倉　　孝
１　決定年月日　平成27年９月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８号
福島市北沢又字川原田18番地の８　県住２－102
破産者　佐藤　正明
１　決定年月日　平成27年９月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第４７２号
横浜市泉区緑園１丁目１番地11　緑園都市プレーヌ606号
破産者　田中雄一郎
１　決定年月日　平成27年９月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部